

掛川市人権施策推進計画

令和3年度▶令和7年度



令和3年3月

掛 川 市

目 次

第 1 章 計画策定の背景と計画の考え方

1	計画策定の背景	1
2	計画の基本姿勢	2
3	計画の目指す方向	2
4	計画の期間	2
5	基本的視点	2
6	計画の推進の位置づけ	3

第 2 章 分野別施策の取り組み

1	女性をめぐる人権	6
2	子どもをめぐる人権	9
3	高齢者をめぐる人権	14
4	障がいのある人をめぐる人権	17
5	同和問題	22
6	外国人をめぐる人権	24
7	新型コロナウイルス感染症などの患者や家族、医療関係者をめぐる人権 ...	26
8	インターネットによる人権侵害	27
9	性的マイノリティをめぐる人権	28
10	その他の人権	30

資 料 編

用語解説	34
掛川市人権施策推進計画策定委員会規定	37
掛川市人権施策推進計画策定委員名簿	38
掛川市人権施策推進計画作業部会委員名簿	38
掛川市人権施策推進計画 事務局名簿	39
掛川市人権施策推進計画策定経過	39
世界人権宣言	40
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	45



第1章 計画策定の背景と計画の考え方

1 計画策定の背景

(1) 国の動き

平成12(2000)年12月「人権教育・啓発推進法」が施行され、国、地方公共団体の人権教育・人権啓発の責務が定められるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならないことが規定されました。平成14(2002)年3月には、同法に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

(2) 県の動き

平成11年(1999)年3月に『人権教育のための国連10年』静岡県行動計画～ふじのくに人権文化創造プラン～が策定され、平成14年(2002)年には、静岡県総合計画「魅力ある“しずおか”2010年戦略プラン—富国有徳、しずおかの挑戦—」の基本計画の中に「人権尊重の意識が定着した人権文化の創造」が位置付けられました。

また、平成16年(2004)年には人権啓発の拠点として県総合社会福祉会館(シズウェル)に「静岡県人権啓発センター」が開設されました。そして、平成17年(2005)年3月には、人権文化創造プランの主旨を引き継いだ「静岡県人権施策推進計画」が策定され、その後、5年毎に2度改定されており、令和3年3月には第3次改定が予定されています。

(3) 掛川市の取り組み

市では市民一人ひとりの基本的人権を尊重し、明るく住みやすい社会づくりを目指して、人権問題を解決するため、国や県の行動計画に基づき、学校・地域社会における教育活動や啓発活動、相談事業など、様々な分野・立場で実施してきました。

こうした取り組みによって、市民の人権尊重の意識が高まり、差別意識の解消が進んでいきます。

しかし、いじめや虐待、誤った理解や固定観念によるコロナウイルス感染症などの感染者や関係者、女性、性的マイノリティ、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人に対する差別や偏見、インターネットによる人権侵害など、新たな人権問題も生まれ、未だ人権問題が完全に解消されていないのも事実です。

こうした差別意識を解消し、市民の人権尊重の意識の普及・高揚は市の重要な課題であり、市と関係機関が協力して人権教育・人権啓発活動を総合的かつ計画的に進めていく必要があります。

2 計画の基本姿勢

人権とは、誰もが生まれながらにして持っている、人間が人間らしく生きていくための誰からも侵されることのない基本的権利です。人権の尊重とその確立は、自由と平等とに係わる基本的な問題であり、安全で平和に暮らしていくためには、欠かすことのできないものです。

人は、一人ひとりそれぞれ価値のある存在であり、個性や価値観もそれぞれ違うため、自らの権利を行使する際には、その責任を自覚し、自分の権利だけでなく、他の人にも権利があることを理解し尊重することが必要です。そのためには、まわりの人への思いやりの気持ちを持つことが大切であり、普段の生活の中で起きる様々な出来事には、人権に結びつくことが多くあることに気づくことが大切です。このことに、気づき、行動することで定着し、人権が尊重され希望が持てる地域社会の確立につながります。

3 計画の目指す方向

国や県の行動計画に基づき、学校、地域社会における教育活動や啓発活動、相談事業など、これまで様々な分野、立場で実施してきました。今後も市民一人ひとりの基本的人権を尊重し、誰一人取り残さない継続可能な社会の担い手を育成するため、SDGsの観点を踏まえた取り組みを加え、さらなる充実を図り、明るく住みやすい社会づくりを目指します。

4 計画の期間

本計画の推進期間は、令和3（2021）年度を初年度として、令和7（2025）年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化や人権を取りまく環境の変化に応じ、見直しを行うこととします。

5 基本的視点

人権施策については、次の3項目を基本的視点として設定し、基本姿勢の実現を目指します。

(1)人権を尊重する意識の普及・高揚

人権侵害は、人々の意識にある固定観念や偏見などに起因することが多く見られるため、こうした固定観念や偏見などを取り除き、多様な価値観を受け入れられるような考え方を広く普及・高揚させることを目指します。



(2)すべての人の人権を尊重

人権は、生活のあらゆる場面で尊重されなければなりません。しかし、現実には学校や職場でのいじめや不平等な扱い、子どもや障がい者、高齢者などに対する虐待など、様々な場面で人権侵害が見られます。

このため、本計画では、地域・学校・職場・家庭・各種施設など、地域のあらゆる場ですべての人の人権が保障されるよう、きめ細かな施策の充実を目指します。

(3)相談・支援体制などの充実

人権侵害を受けていても誰にも相談できず、ひとりで悩みを抱える人が出ないように、相談をしやすい体制づくりや相談を受けた後の支援体制の充実を目指します。

6 計画の推進の位置づけ

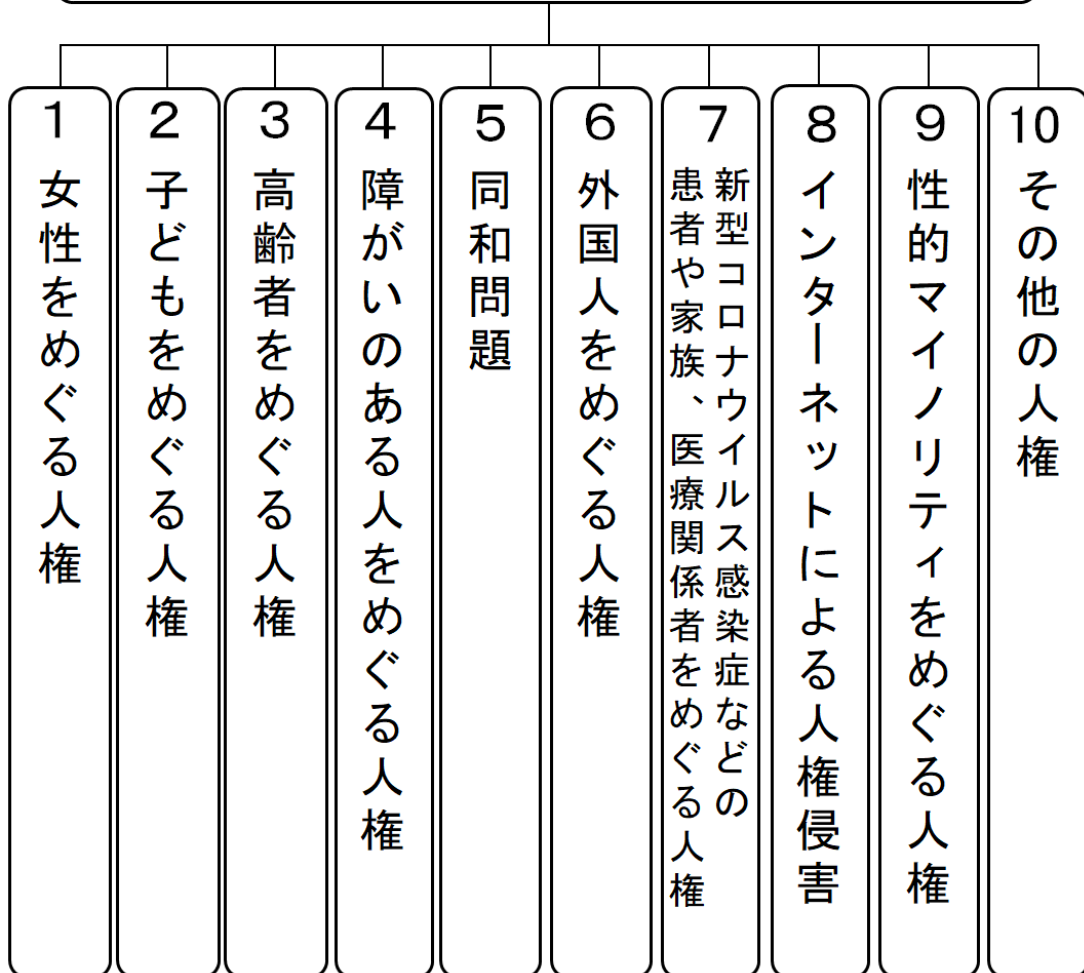
本計画は、市の最上位計画である「掛川市総合計画」との整合を図るために、随時見直しを行うとともに、時代の趨勢により複雑・多様化する人権問題に対し、令和7（2025）年度に見直しを行います。



掛川市人権施策推進計画 体系図

政策
目標

人権が尊重され希望がもてる地域社会の確立





この計画に関するSDGs



1 貧困をなくそう



3 すべての人に健康と福祉を



4 質の高い教育をみんなに



5 ジェンダー平等を実現しよう



8 働きがいも経済成長も



10 人や国の不平等をなくそう



16 平和と公正をすべての人に



17 パートナリシップで目標を達成しよう

SDGsとは？

SDGsとは、持続可能な開発目標のことです。平成13（2001）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030年アジェンダ」にて記載された令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さないことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、掛川市としても令和2（2020）年7月17日にSDGs未来都市に選定され積極的に取り組んでいます。

第2章 分野別施策の取り組み



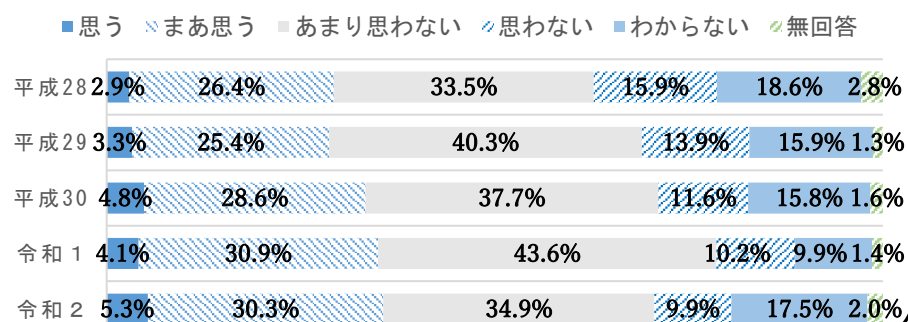
1 女性をめぐる人権

(1) 現状と課題

本市の市民意識調査においては、「男女共同参画が進んでいると思う割合」は35.0%（令和元（2019）年度）から35.6%（令和2（2020）年度）に上昇しているものの、過半数に達していません。

すべての人の人権が尊重される社会を実現するには、市民の意識改革や、男女平等の推進などに関する教育・学習の充実、政策・方針決定過程への女性の参画、仕事と家庭の両立支援やDV、セクシュアル・ハラスメントなどの根絶など、取り組まなければならない多くの問題があります。

家庭・地域・職場などあらゆる場面で、 男女協働参画が進んでいると思いますか？



出典：掛川市「市民等意識調査報告書」

(2) 取り組みの方向性

- ①性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、誰もが様々な分野に参画できるように、地域や職場の慣行などの見直しを促進し、市民の意識改革を進めます。
- ②DVの早期発見・対応のために、被害者が安心して相談できる環境を整えていきます。

(3) 具体的な取り組み

①男女共同参画社会に向けた教育・啓発の推進

取り組み	内容
男女共同参画推進事業 (企画政策課)	男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画に関する理解の浸透を推進します。 男女共同参画推進に関する各種講座や意識啓発セミナー、働き方セミナーなどを開催します。



女性登用促進事業 (企画政策課)	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を図ります。 男女共同参画推進に関する各種講座や意識啓発セミナー、働き方セミナーなどを開催します。
防災役員への女性登用促進の呼びかけ (危機管理課)	防災に関する意思決定に男女ともに参加できるよう、自主防災会ごとに選任していただく自主防災会長や防災委員に積極的に女性を登用するよう継続的に呼びかけます。
男女共同参画審議会・推進委員会 (企画政策課)	行動計画その他男女共同参画に関する重要事項の調査審議を行います。 男女共同参画推進施策の実施のため啓発活動や推進活動を行います。

②相談できる環境づくり

取り組み	内容
女性相談事業 (企画政策課)	女性の安全の視点に立った男女共同参画の推進、啓発のため、家庭や仕事などに悩みを持つ女性に対して相談を実施します。潜在的な男女間の暴力を解消し、DVの予防をします。
DV相談 (女性相談) (こども希望課)	配偶者からの暴力などの被害女性からの相談。警察署などと連携を図り、必要に応じて一時保護及び、被害女性の自立支援を行います。

(4)取り組みに対する目標値

項 目 《目標根拠の出典》	現状	目標	担当部署	ねらい
	年度	年度		
	実績	目標値	目標根拠	
男女共同参画推進事業 《「第3次男女共同参画行動計画」成果指標より》	令和元年度末	令和3年度末	企画政策課	誰もが個性を活かし能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指す。
	35.6%	50%	市民意識調査	
女性登用促進事業 《審議会・委員会等への女性の登用状況調査より》	令和元年度末	令和3年度末	企画政策課	多様な価値観を取り入れ、豊かで活力ある社会の実現を目指す。
	42.2%	50%	男女共同参画条例の規程に基づき、委員等の男性及び女性の数を同数とする。	

防災役員への女性 登用促進の呼びかけ 《「アクションプログラム・ 掛川市国土強靱化地 域計画」より》	令和元年度末	令和4年度末	危機管理課	各種講座や防災講話等により男 女双方を思いやる意識の高揚を図 り、現状では男性の参画が主な防 災活動に女性にも積極的な参画を 促すことで、男女双方の視点で防 災対策が考えられる体制を整える こと。
	50.4% (120 自主防災 会)	100% (236 自主防災 会)	防災活動に積 極的に参画す る女性が2人 以上/市内全 域の自主防災 会数	

関係法令

掛川市男女共同参画条例（抜粋）

すべての人は、その性別にかかわらず、法の下に平等であり、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる場において、個人として互いの人権が尊重されなければならない。

（略）

ここに掛川市は、男女が自らの意思によって、個性と能力を発揮することができ、共に責任を分かち合うとともに、あらゆる分野において、性別にかかわらず、誰もが生き活きと幸せを感じながら暮らすことができる都市となるため、この条例を制定する。

（略）

第5条 市は、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。）を総合的に策定し、計画的に実施するとともに、その他の施策についても、男女共同参画の視点に立って実施する責務を有する。

2 （略）

3 市長その他の執行機関は、附属機関の委員を選任するに当たっては、法令等に定めがある場合その他正当な理由がある場合を除き、当該機関における男性及び女性の委員の数を同数（当該機関の委員の定数が奇数である場合にあっては、男性及び女性の委員の数の差を1人）としなければならない。

（略）

第9条 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント及び男女間における暴力行為並びにそれらを助長するような行為を行ってはならない。





2 子どもをめぐる人権

(1)現状と課題

子どもを取り巻く環境は、核家族化の進行や地域社会の結びつきの低下などによる、家族や地域との人間関係の希薄化や、過干渉の増加、インターネットやスマートフォンの普及など、様々な面において著しく変化しています。

こうした中で、思春期という多感な時期に様々な悩みを抱え、学校や家庭での悩みを誰にも話すことができず一人で抱えてしまう青少年も少なくはありません。また、子育てについて相談できる場が身近になく、不安や悩みを持つ親や、虐待から子どもを守る対策は喫緊の課題です。

悩みを聞き、場合によっては外部機関と連携を取り合い、子どもたちの健やかな成長に向けて支援する必要があります。

(2)取り組みの方向性

<幼児期>

幼児期から他者とのかかわりの中でそれぞれの心情や考え方に違いがあることに気づき、互いを認め合える力、人とかかわる力をつけるために、年齢に合ったわかりやすい表現で伝えるように努めます。

- ①乳幼児の自己肯定感や自立心を育成し、公正で豊かな人間性の芽生えを育む教育・保育を充実させます。
- ②児童虐待を未然に防止するため、関係機関との連携強化を図るとともに、地域・家庭・学校とのつながりを深めるなど、引き続き、地域社会全体で子どもたちを守り育てる環境づくりに取り組みます。

<就学期>

「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができる児童生徒の育成」を目指し、次の点に重点を置いて充実を図ります。

- ①教育活動全体を通じて人権感覚の育成を図るとともに、道徳教育を充実させ、子ども一人ひとりのよさが生きる授業を計画的、系統的に展開します。
- ②開かれた学校づくりを進め、学校と家庭、地域や関係機関との連携により、児童生徒への人権教育の充実を図ります。
- ③教職員の人権感覚を高め、人権教育の指導に係る資質の向上を図るよう、教職員研修の充実を図ります。
- ④教育センターによる適応指導教室運営や、不登校児童生徒や保護者への教育相談の実施など一人ひとりの尊厳を尊重した社会的自立に向けた支援を充実させます。

<保護者>

- ①健やかに子どもを育てることができるよう、子育ての悩みや不安感を軽減するための交流の場の整備や、相談・支援の機会の充実を図り、支援の体制を整えます。



(3) 具体的な取り組み

① 幼児期における子どもが人権を尊重する力を身につける教育・啓発

取り組み	内容
児童館・児童交流館事業 (こども政策課)	児童に健全な遊び場を与え、その健康を増進し、情操を豊かにします。また、子育てに関する相談や地域の子育てサロン、サークルとの情報交換会を開催するなど連携を図ります。
子育て支援センター・つどいの広場事業 (こども政策課)	親子の交流の場、子育てに関する相談・援助の実施、地域の子育てに関連する情報の提供、子育て支援に関する講習会などを行います。
世代間交流 (こども希望課)	園では高齢者をはじめ、地域の人々などいろいろな人に親しみながら、季節の行事や体験活動を工夫し、感謝の気持ちや思いやりの心を育みます。
人権教育の推進 (こども希望課)	園において、先生や友達との関わりを深める中で、それぞれの違いや多様性に気づき、互いに認め合える人間関係づくりに努めます。
(福祉課)	人権教室を通じて、人権に対する気づきや、まわりの人たちに対する思いやり、感謝の心を育てることを目的に実施します。

② 学校における子どもが人権を尊重する力を身につける教育・啓発

取り組み	内容
家庭・地域・関係機関との連携 (学校教育課)	いじめ問題対策連絡協議会、要支援児等対策連絡協議会をはじめとして、情報共有の場を設け、学校、地域、関係機関による連携を進め、支援体制の充実を図ります。
	各小・中学校で行われている人権教育の様子を、学校便りや学校ホームページなどで発信し、家庭や地域に伝えていきます。
(教育政策課)	家族が集う「お茶の間」の役割を再確認し、家族団らんから生まれる財産をもとに、豊かな広がりのある人づくりにつなげています。また、市民から作品を募集し「お茶の間宣言」の普及・推進をしています。
人権教育の推進 (学校教育課)	静岡県教育委員会作成の「人権教育指導の手引き」などを活用し全教育活動を通して人権教育を行い、児童生徒と教職員の人権意識・人権感覚を高めます。



人権教育の推進 (福祉課)	人権教室や、『人権の花』運動、作文を書くことで、人権に対する気づきや、まわりの人たちに対する思いやり、感謝の心を育てることを目的に実施します。
------------------	---

③地域の子どもを守る活動

取り組み	内容
地域の青少年声掛け運動 (教育政策課)	県の「地域の青少年声掛け運動」に協調し、青少年に対して、周りの大人が声を掛け、積極的に関わることにより、青少年の健やかな成長を見守る運動を推進します。
子どもの見守り活動 (教育政策課) (危機管理課)	登下校時における事件や事故から子どもを守るために、ボランティアと警察などが連携し、地域の実情にあった見守り活動や街頭指導を推進します。また、地域活動を支える人材を育成し、子どもの安全確保と子どもの育ちを見守る環境づくりを行います。
要保護児童地域対策協議会 (こども希望課)	要保護児童の早期発見及び適切な保護を図るために必要な情報の交換、支援内容の協議、児童虐待防止や要保護児童に関する意識啓発及び広報などを行います。
子どもの未来応援事業 (こども希望課)	子どもの貧困早期発見対応ガイドブックを活用し、子どもの未来応援コーディネーターが中心となり、相談支援業務、家庭訪問、関係機関との連携、情報共有を行います。



④子どもの人権に関わりの深い職業に従事する人に対する研修など

取り組み	内容
教職員研修の充実 (学校教育課)	各種研修会などにおいて人権について考える場面をつくったり、各小中学校で参加型体験学習プログラムを使っでの研修を確実に実施するよう促したりして、教職員の人権意識・人権感覚を高めます。

教育相談・適応指導の充実 (学校教育課)	適応指導教室やサテライト校における不登校児童生徒や保護者に対する支援や教育相談の充実を図ります。
-------------------------	--

⑤子育て中の人権に関わる悩みを相談できる環境

取り組み	内容
子育てコンシェルジュ事業 (こども政策課)	子育てコンシェルジュ※1による家庭訪問、電話などによる相談、転入者訪問による子育て支援サービスの情報提供などを行います。
家庭児童相談室 (こども希望課)	家庭における児童の健全育成、児童教育の適正化を目指し、家庭児童相談員による相談・指導(来室・電話)及び訪問などを行い、子ども家庭総合支援拠点を設置し相談体制の充実を図ります。
家庭教育学級開設 (教育政策課)	幼稚園・認定こども園などにおいて、保護者対象の子育て学習会を開催することで、学習会の中で保護者相互の情報交換を促し、子育ての悩み・不安を和らげるほか、仲間づくりの場の提供を行います。
家庭教育サポートチーム活動 (教育政策課)	園・小中学校の懇談会に、市から家庭教育サポートチームを派遣します。派遣されたサポーターはファシリテーター※2としてグループワークに入り、保護者の態度や子どもの褒め方、叱り方などを一緒に考えます。その他、保護者の子育ての悩みや不安感を軽減する相談サロンも設けます。
発達相談支援センター のびる〜む (地域包括ケア推進課)	「寄り添い、共に学び、つなぐ」をコンセプトとし、発達に不安を抱える当事者や家族等の相談に対応します。また、発達が気になる人のための交流スペース(未就園児向け「のびっこ」・15歳以上向け「のんびりる〜む」)を開催します。必要に応じて関係機関と連携しながら、安心して生活を送ることができるよう支援します。

※1: 子育て中の方の立場に立ってお話を伺い、悩みの解決や子育て支援策の情報をわかりやすく案内する人。

※2: 懇談会のグループワークで、テーマに沿って保護者同士をつなぎながら話し合いを進め、話の流れをまとめる役割を果たす人

⑥子どもの人権に関わる悩みを相談できる環境

取り組み	内容
青少年相談 (教育政策課)	学校や家庭における悩みなど、青少年に関わる相談を相談員が受け、指導・助言をします。
子どもの人権 SOS ミニレター (福祉課)	小中学生を対象に、学校におけるいじめや体罰、家庭内での虐待などの問題を抱え、教師や保護者にも相談できない子どもの悩みごとを的確に把握し、関係機関と連携を図りながら解決に当たります。



(4) 取り組みに対する目標値

項 目 《目標根拠の出典》	現状	目標	担当部署	ねらい
	年度	年度	目標根拠	
	実績	目標値		
地域の青少年声掛け運動 《第2期掛川市教育振興基本計画「人づくり構想かけがわ」より》	令和元年度末	令和7年度末	教育政策課	青少年に対して、周りの大人が積極的に関わることで、青少年の健やかな成長を見守る。
	18,821 人	19,660 人	地域の青少年声掛け運動参加者実績値	
家庭教育サポートチーム活動 《第2期掛川市教育振興基本計画「人づくり構想かけがわ」より》	令和元年度末	令和7年度末	教育政策課	家庭での教育力の向上を目指して、様々な学習機会の充実を図る。
	42 回 163 人 (延べ人数)	60 回 240 人 (延べ人数)	家庭教育サポートチームの派遣回数及び派遣延べ人数実績値	

「かけがわお茶の間宣言」(平成 26(2014)年 1 月 12 日宣言)

人づくりの土台は、「お茶の間」にあります。誕生から、子育てやしつけなど、人としての在り方を「お茶の間」で学ぶところから出発します。

そして、学校や地域、社会に出て、多くの人とのかかわりから学び、また「お茶の間」に戻って安らぎやこころざしが生まれていきます。

「お茶の間」は家族が集い、語り、学び、伝え、そして育むところ。お茶どころ掛川に住んでいる私たちは、「お茶の間」を今こそにぎやかにして、家族の団らんから生まれる財産をもとに、豊かな広がりのある人づくりにつなげていきます。

ここに私たちは、我が家の「お茶の間」づくりを広げていくことを宣言します。

参加型体験学習プログラム

学習者が実際に活動したり、活動に参加したり、自分なりの言葉で語り合ったりする中から生まれる、気付きや共感を大切にする学習。



適応指導教室、サテライト校

不登校児童生徒のための適応指導を行う教室。

掛川市大東支所 4 階にある掛川市教育センターと、つくし会館にある北分教室を拠点に、市内中学校にサテライト教室を設置している。



3 高齢者をめぐる人権

(1) 現状と課題

掛川市では、平成 27（2015）年度には 24.2%だった高齢化率が令和 2（2020）年度には 27.2%に増加し、本格的な超高齢社会を向かえています。家族形態の多様化により、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加傾向にあることや、平均寿命の延伸に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれるなど、高齢者を取り巻く状況は大きく変化しており、今後もこの傾向は強まると予測されます。

また、高齢者が虐待や、消費者被害に遭うなど、不平等で不利益な立場に置かれることもあり、充分に人権が守られているとはいえない状況です。

掛川市人口と高齢化率						
	2015 年 (平成 27 年)	2016 年 (平成 28 年)	2017 年 (平成 29 年)	2018 年 (平成 30 年)	2019 年 (平成 31 年)	2020 年 (令和 2 年)
掛川市総人口	117,450	117,520	117,685	117,605	117,978	117,383
65 歳以上人口	28,673	29,531	30,328	30,987	31,512	31,880
高齢化率	24.4%	25.1%	25.8%	26.3%	26.7%	27.2%

(長寿推進課より)



(2) 取り組みの方向性

- ①地域において生きがいをもって安心して暮らすことができ、社会を構成する重要な一員として様々な社会活動に参加できるように支援をしていきます。
- ②高齢者の人権が尊重され、生き生きと暮らすことのできる地域社会を形成するため、成年後見制度や地域支援事業の活用など、高齢者の権利擁護の推進や、地域の高齢者の見守り、住民相互の支え合いを広げていきます。

(3) 具体的な取り組み

①高齢者の人権が尊重される教育・啓発

取り組み	内容
高齢者虐待防止に関する取り組み (長寿推進課)	高齢者虐待の早期発見、早期対応のため、関係機関と連携して対応します。また、高齢者虐待防止に関するマニュアルを周知し、研修会を開催します。



②高齢者が自立して生活できる環境づくり

取り組み	内容
認知症総合支援事業 (長寿推進課)	認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り支援するために、認知症サポーター養成講座や研修会、認知症カフェなどを開催します。
	地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し認知症疾患医療センターや関係機関と連携を図り、相談支援体制の充実を図るほか、認知症の早期発見・早期対応を目指し認知症初期集中支援チームを設置します。
	認知症になるのを遅らせたり、認知症の進行を穏やかにすることを目的として介護予防教室などを実施します。
老人クラブ育成事業 (長寿推進課)	高齢者の生きがいや健康づくりの実践、明るい地域づくりに貢献する老人クラブの活動を支援します。
養護老人ホームへの入所措置 (長寿推進課)	家庭環境や経済的理由により居宅での生活が困難な高齢者の生活の場を確保するため、入所措置を実施します。
シルバー人材センター支援事業 (長寿推進課)	高齢者の生きがいの充実や社会参加の促進を図るために、地域社会に密着した仕事を提供するシルバー人材センターの事業を支援します。
公民館活動 (教育政策課)	多様な学習機会を提供する公民館講座において、人権啓発につながるテーマも取り上げます。また、自主サークル活動や公民館まつりなどを通じた仲間づくりにより、自分だけでなく他人の存在を尊重する環境づくりを推進します。

③高齢者への相談・支援

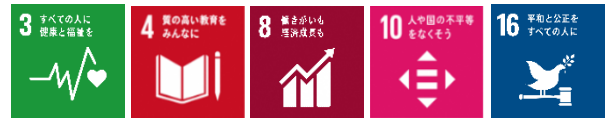
取り組み	内容
地域包括支援センター運営事業 (長寿推進課)	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、包括的・継続的な支援を行うことを目的として、総合相談、虐待防止、権利擁護事業の支援、介護予防のケアマネジメント、ケアマネジャーの支援などを一体的に行います。

高齢者見守りネットワーク (長寿推進課)	地域包括ケアを推進するため、自治会や地区まちづくり協議会、地区福祉協議会などに見守り協定事業所による高齢者見守りネットワークの推進を図ります。また、独居や高齢者のみ世帯などに対して実態把握調査や救急医療情報キットの配付を行います。
成年後見制度利用相談・支援事業 (長寿推進課)	認知症などで判断能力が十分でない方が、円滑に成年後見制度を利用できるよう相談に応じるとともに、親族など身寄りがない場合、市長による申立てを行うとともに、成年後見人などの報酬の全部または一部を助成します。

(4) 取り組みに対する目標値

項 目 《目標根拠の出典》	現状	目標	担当部署	ねらい
	年度	年度	目標根拠	
	実績	目標値		
認知症サポーターの養成人数 《行政評価の指標より》	令和元年度	令和7年度	長寿推進課	認知症に対する理解が深まり、認知症の人が安心して暮らせる社会となる。
	9,374 人 (延べ人数)	14,000 人 (延べ人数)	毎年 800 人増加を目指す	
シルバー人材センター登録者数 《行政評価の指標より》	令和元年度	令和7年度	長寿推進課	高齢者の生きがいづくりと社会参加を促進する。
	716 人 (実人数)	750 人 (実人数)	登録者実績値	
公民館主催の講座受講数 《掛川市教育振興基本計画評価指標より》	令和元年度	令和7年度	教育政策課	講座の参加者を増やすことで、地域に多様なつながりが生まれ、自分だけでなく他人の存在を尊重する心を育む。
	1,326 人 (延べ人数)	1,400 人 (延べ人数)	講座参加者実績値	





4 障がいのある人をめぐる人権

(1)現状と課題

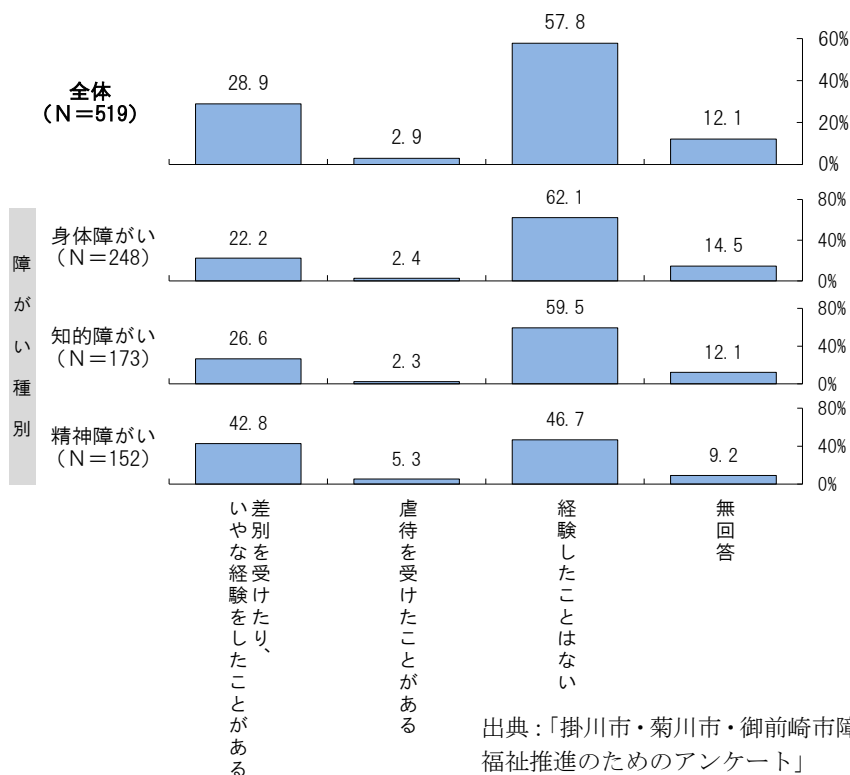
障がいのある人を取り巻く制度や施策は、平成 19（2007）年の障害者権利条約への署名以降条約の批准に向けて、障害者基本法の改正や、障害者虐待防止法、障害者総合支援法の施行など、様々な整備が進められてきました。平成 26（2014）年の障害者権利条約の批准以降も、平成 28（2016）年には障害者差別解消法を施行するなど、障がいのある人を取り巻く制度や施策の充実が進められています。

また、国の法整備等と並行し、地域においても障がいの有無にかかわらず、誰もが、お互いに尊重し合える社会を目指して、障がいのある人や障がいに対する理解の促進が図られてきました。

しかしながら、地域における障がいへの理解は未だ十分とは言えず、地域生活において、生きづらさや差別を受けたと感じる人がいるのも事実です。平成 29（2017）年に実施した「掛川市・菊川市・御前崎市 障がい者福祉推進のためのアンケート」では、差別を受けたり嫌な経験をしたりしたことがあると回答した人は、全体で 28.9%、精神障がいのある人については、42.8%となっています。

こうした状況に対し、様々な課題を解決し、障がいのある人が住み慣れた地域で、その人らしく、安心して暮らすことができる社会を実現するために、障がいのある人の権利擁護や質の高い福祉サービスの提供、社会参加の促進、理解を深めるための教育・啓発などの取り組みが必要です。

あなたは、差別を受けたり、いやな経験をしたことや、虐待を受けたことがありますか。



(2) 取り組みの方向性

- ①障がいのある人が住み慣れた地域で、必要な支援を受けながら、自己決定の機会が確保され、社会の一員としてさまざまな活動に参加することのできる社会の実現をめざします。
- ②誰もが障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いの人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に向けた啓発活動を推進します。

(3) 具体的な取り組み

①障がいのある人の人権を尊重する意識の普及と啓発

取り組み	内容
障がいの啓発・技術習得の講座・講習会の開催 (福祉課)	聴覚や視覚に障がいのある人への理解を深め、手話や要約筆記、音訳などの基礎知識や日常生活に必要な技術などを習得する機会を設けることにより、それぞれに対応できる人材を育成します。
情報の保障 (合理的配慮の提供) (福祉課)	視覚に障がいのある人への情報保障をするため、広報誌などの音訳による情報提供や、希望者に対して市からの個人宛通知の「点字」や「拡大文字」による情報提供を行います。
ヘルプマークの普及 (福祉課)	障がいの有無にかかわらず、配慮や支援を必要としていることが外見からはわかりにくい方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくするための「ヘルプカード」の普及を進めます。

②社会参加を推進するための就労支援

取り組み	内容
障がい者就労支援事業 (福祉課) (産業労働政策課)	障がいのある人の「働きたい」という思いを尊重して就労支援、相談を実施するとともに、就職後の障がいのある人や雇用主に対して、仕事に関する相談及び職場定着に必要な支援を行います。また、障がいへの理解と雇用促進のための講演会を行います。
障がい者就労支援事業所支援 (福祉課)	障がいのある人の就労支援のため、障害者優先調達推進法に基づく物品・サービスの発注促進を行います。
市内企業への訪問活動 (産業労働政策課)	障がいのある人の就労について、企業への啓発活動や啓発活動支援を行います。



③障がいのある人やその家族への相談・支援

取り組み	内容
成年後見制度利用相談・支援事業 (福祉課)	知的障がいや精神障がいのある人で、判断能力が十分でない人が、円滑に成年後見制度を利用できるよう相談に応じるとともに、親族など身寄りがない場合、市長による申立てを行うとともに、成年後見人などの報酬の全部または一部を助成します。
障害福祉サービスなどの提供 (福祉課)	障害者支援区分や個々の支援の必要度に応じて、障害者総合支援法に基づく各種障害福祉サービスを提供します。
障害者虐待の防止 (福祉課)	福祉課に障害者虐待防止センターの機能をもたせ、虐待通報に対する対応(24時間対応)や虐待防止のための啓発を行います。
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの推進 (福祉課)	特に精神疾患については、疾患の特性上、入院期間が長期に及ぶことが多く、人権的に問題視されることがあります。医療・保健・福祉・教育などの多職種連携により、「入院医療中心から地域生活中心へ」の理念を支える『精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築』を推進します。

④行政における研修

取り組み	内容
障害者差別解消法の推進のための市職員研修 (福祉課)	障がいを理由とする差別の解消に関し、職員が適切に対応するために、「新たに職員となった者」「新たに所属長となった職員」に対して研修を実施します。



(4) 取り組みに対する目標値

項 目 《目標根拠の出典》	現状	目標	担当部署	ねらい
	年度	年度	目標根拠	
	実績	目標値		
障がいの啓発・技術習得の講座・講習会の開催 《福祉課調べ》	令和元年度	令和7年度	福祉課	障がいへの理解や手話など必要な技術を習得する機会を設けるため、毎年開催する。
	100%	100%	継続実施	
障がい者就労支援講演会の開催 《福祉課調べ》	令和元年度	令和7年度	福祉課	障がいへの理解と雇用促進のため、毎年開催する。
	100%	100%	継続実施	
小中高等学校における福祉教育の実践 《学校教育課調べ》	令和元年度	令和7年度	学校教育課	福祉教育を推進し、病や障がいへの理解を深め、多様な生き方、暮らし方を認め合える地域づくりを進める。
	100%	100%	継続実施	
ヘルプマークの普及 《福祉課調べ》	令和元年度	令和7年度	福祉課	援助を必要としている方にヘルプマークを所持してもらうことにより、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせ、援助を得やすくする。
	398 個	1,650 個	平成 30 年度 障害者手帳所持者数の 30 % 程度、 5,465×0.3 = 1,650	
障がい者就労活動支援 《ハローワーク掛川・インターンシップ協力事業所数》	令和元年度	令和7年度	産業労働政策課	ハローワーク掛川に登録しているインターンシップ受入登録企業を増やすことにより、就労のマッチングの機会を増やし障がい者の就労の支援とする。
	59 事業所	80 事業所	登録事業所 実数	
障がい者就労支援事業所の支援 《掛川市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針》	令和元年度	令和7年度	福祉課	障がいのある人の就労支援として、障がい者就労施設等から物品等の発注を行う。
	3 千万円	3 千万円	県下 1 位	
市内企業への訪問活動 《産業労働政策課調べ》	令和元年度	令和7年度	産業労働政策課	市内企業を定期的に訪問し、法令、行政情報などを提供し、人権啓発活動への取り組みを促す。
	247 社	250 社	企業訪問実績	



障害者差別解消法の推進のための職員研修 《福祉課調べ》	令和元年度	令和7年度	福祉課	障がい理由とする差別解消のため、毎年市職員へ研修を行う。
	100%	100%	継続実施	

関係法令

障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）

平成 28 年 4 月 1 日施行

この法律は、国や市区町村といった行政機関や、会社、お店などの民間事業者の障がいがある人に対する「障害を理由とする差別」をなくすための決まりごとを定めた法律です。障がいがあるなしに関わらず、すべての人がお互いの人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会をつくることを目的とし、平成 28(2016)年 4 月 1 日に施行されました。

障がいのある人への「不当な差別と取り扱い」と「合理的配慮の不提供※」が禁止されています。

※障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの配慮を求める意思の表明があったにもかかわらず、負担が重すぎない範囲で対応する配慮をしないこと。

「障害」と「障がい」の表記の違いって何？

人に対して「害」の字が使われることに不快感を持つ人の思いに配慮するとともに、障がいのある人もない人も共に生きる社会の実現を推進するという観点から、掛川市の公文書における「障害」の表記を、一部の例外を除き、「障がい」と表記しています。

「障害」という用語が人の状態を表す場合は、原則として「障がい」と表記、又は他の用語に言い換えます。ただし、例外として、次の場合は、従来の「障害」の表記を用います。



- ・法令等の名称や用語を用いる場合
- ・他の機関、団体の名称等の固有名詞を用いる場合
- ・医学用語、学術用語等の専門用語として用いる場合
- ・著作物の表記を引用する場合



ヘルプマークって何？



援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々（義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など）が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるように作成されたマークです。

このマークを身につけている人を見かけたら、電車やバスで席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。

ヘルプマークは、掛川市役所福祉課窓口のほか、徳育保健センター、南部大東ふくしあ、南部大須賀ふくしあで必要とする方に配布しています。



5 同和問題

(1) 現状と課題

同和問題は、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた日本固有の重大な人権問題です。身分階層構造に基づく差別により、経済的、社会的、文化的に低位の状況を強いられ、今なお結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われたり人づきあいなど、日常生活の上でのいろいろな差別が残っています。現在でも、差別や偏見は根深く残り、差別意識の解消には至っていません。

近年は、匿名性を悪用し、インターネットの掲示板サイトなどに差別助長的な情報が書き込まれ、拡散するなどの問題も起きています。

こうしたことから、同和に対する正しい知識と理解を深めるための啓発活動を進めていく必要があります。

(2) 取り組みの方向性

- ①同和問題に関する正しい理解と認識を深めるため、小中学生を対象とした地域交流事業の開催や、福祉会館まつりなどを通じ、偏見や差別意識の解消に努めます。
- ②同和問題解消に向けた、講演会などの開催により、市民、学校、企業などへの人権教育・啓発に努めます。
- ③地域の人権問題と直接向き合い、人権尊重のまちづくりを進めるために、静岡県人権・地域改善推進会、県人権同和対策室、県隣保館連絡協議会が開催する、福祉館職員及び行政担当者向けの研修会等に参加し、指導力の向上を目指します。
- ④同和問題に対する誤った意識を植え付け、同和問題解決の大きな阻害要因となっている「えせ同和行為」を排除し、被害を未然に防ぐよう啓発の推進に努めます。

(3) 具体的な取り組み

①周辺住民との交流事業の継続

取り組み	内容
福祉会館運営事業 (福祉課)	福祉の向上や人権啓発、住民交流のため、拠点施設として市内に4つの福祉会館を運営し、地域に密着したコミュニティセンターとしての施設の管理運営や相談事業を実施します。
地域住民交流研修会 (福祉課)	地域住民と周辺住民との交流を深め、同和問題(部落差別)についての理解を深めるため、周辺自治会の協力を得て、住民の参加を呼びかけながら、講演会などを開催します。



②正しい知識と理解を深めるための教育・啓発

取り組み	内容
人権教育行政担当者連絡協議会 (教育政策課) (学校教育課)	県内関係市町で組織し様々な人権問題解消のための調査、研究及び関係機関との連絡・調整をもとに、地域の実情に即した人権教育の充実を図ります。

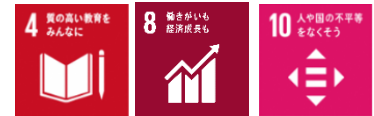
関係法令

部落差別解消推進法（部落差別の解消の推進に関する法律）

平成 28（2016）年 12 月 16 日施行

この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況が変化してきていることから、憲法の基本的人権の保護の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識のもと、部落差別の解消を推進するために施行されました。





6 外国人をめぐる人権

(1) 現状と課題

本市の市民意識調査（令和2（2020）年度）においては、「異なる文化を持つ人々が相互に理解を深め、共生していると思う割合」は28.6%である反面、「わからない」と答えた方が47.8%と約半数を占めています。

市内で生活する外国人人口は平成27(2015)年を境に再び増加しており、平成31(2019)年4月の出入国管理及び難民認定法の一部改正の施行に伴い、さらに増加傾向に転じていました。

言語、文化、生活習慣といった、人が生活していく上での基本的な事柄の違いからくる誤解や偏見を解消するため、お互いの理解を深めると共に、全ての市民の人権が尊重され、相互の理解と協調のもと地域社会の構成員として共に生きていく環境づくりが必要です。

掛川市外国人住民数

	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和2 (2020)
ブラジル	1,461	1,512	1,577	1,673	1,812	1,830
フィリピン	697	750	853	913	1,005	997
中国	557	695	637	615	610	586
ベトナム	36	84	126	176	319	422
外国人総数	3,330	3,611	3,815	4,030	4,447	4,641
掛川市総人口	117,450	117,520	117,685	117,605	117,978	117,383

各4月1日現在

(2) 取り組みの方向性

①外国人市民が日本人市民と共に地域を支えていく仲間として、お互いがその多様性を尊重し、協力し合い、人と人との絆を大切にしながら、共生を推進します。

(3) 具体的な取り組み

①お互いの文化への理解・尊重のための教育・啓発

取り組み	内容
日本語教育事業 (企画政策課) (産業労働政策課)	市内在住及び在勤の外国人市民や技能実習生などを対象に、日本の文化や、日本語を学ぶ機会を提供し、生活に支障のないように支援します。
掛川市多文化共生社会推進協議会 (企画政策課)	個性を認め合いながら共にまちづくりに参画する多文化共生社会の実現を目指し、施策を具体的かつ計画的に推進します。
就学支援事業 (学校教育課)	初期日本語指導教室(虹の架け橋教室)への案内など、就学案内の充実・促進をします。



外国人支援員の配置 (学校教育課) (こども希望課)	外国人の園児・児童生徒・保護者に対して、必要に応じたサポートやサービスを提供するため、支援員を配置します。
----------------------------------	---

②外国人市民への情報提供・相談・支援

取り組み	内容
外国人生活支援事業 (企画政策課)	相談窓口などの設置により、日本人市民と外国人市民がお互いに暮らしやすい地域づくりの推進を図ります。
外国人向けの情報提供 (市長政策室)	外国人にも必要な、市政情報を提供するため「広報かけがわ」の多言語版の発行を行っています。
各種防災訓練の実施 (危機管理課)	実施する各種防災訓練において、外国人住民へも参加呼びかけ、災害時避難行動要支援者の集まる施設との合同訓練の企画を行います。 また、災害時における防災無線の多言語対応を行います。

③外国人市民への就労支援

取り組み	内容
外国人の仕事の相談センター (静岡県) (産業労働政策課)	外国人正規職員就労相談センターの運営及び外国人の就労支援、外国人採用、共に働く会社づくりサポート事業を行います。

(4)取り組みに対する目標値

項 目 《目標根拠の出典》	現状	目標	担当部署	ねらい
	年度	年度		
	実績	目標値	目標根拠	
日本語教室開催授業 《行政評価の指標より》	令和元年度	令和7年度	企画政策課	外国人市民が日本の生活や習慣・文化、日本語を習得できる機会を増やし、円滑に生活できることを目指す。
	192 人	200 人	日本語教室参加者数	
実習生向け日本語教室 《行政評価の指標より》	令和元年度	令和7年度	産業労働政策課	入国して間もない外国人技能実習生を対象とした日本語研修を行うことにより、実習生の市内定着を図る。
	1 回	1 回以上	実施実数値	



7 新型コロナウイルス感染症などの患者や家族、医療関係者をめぐる人権

(1) 現状と課題

現在、新型コロナウイルス感染症の患者やその家族、医療関係者に対して、感染症に対する不安感から、偏見や差別、プライバシーの侵害などの人権問題が発生しています。

このような中、従来からある感染症に対してだけでなく、新型コロナウイルス感染症についても、正しい知識と理解について今まで以上に教育・啓発が必要となっています。

(2) 取り組みの方向性

- ①ポストコロナ社会（新型コロナウイルスと共存・共生する社会）を見据え、学校や地域社会、職場など様々な場を通じて人権に配慮した行動に努めるよう、教育・啓発に取り組みます。
- ②従来からある、HIV感染者やハンセン病患者などに対しても、正しい知識と理解を深めるための啓発活動に取り組んでいきます。

(3) 具体的な取り組み

①正しい知識と理解を深めるための教育・啓発

取り組み	内容
(新)シトラスリボンプロジェクト (福祉課)	新型コロナウイルス感染症に伴う不当な差別をなくすために啓発を行います。
(新)新型コロナウイルス感染症などの啓発普及活動 (福祉課)	広く市民に対し、新型コロナウイルス感染症などの正しい知識の普及とともに、人権侵害防止の啓発を行います。

※新規のものについては、取り組みの前に(新)と記載し、ゴシック体で表記しております。

シトラスリボンプロジェクトって何？

コロナ禍で生まれた差別、偏見を耳にした愛媛のボランティアの人たちがはじめた計画です。

シトラス色のリボンや専用のロゴを身に着けて、コロナウイルスに感染して回復した人たちや濃厚接触者と判断された人たち等が地域や家庭、学校（職場）に戻って来た時、「ただいま」「おかえり」と温かく迎える気持ちを表す活動です。

掛川市では、お茶をイメージした緑で活動を広めています。

リボンやロゴで表現している3つ輪は、「地域」「家庭」「学校（職場）」を意味しています。



Citrus Ribbon
PROJECT





8 インターネットによる人権侵害

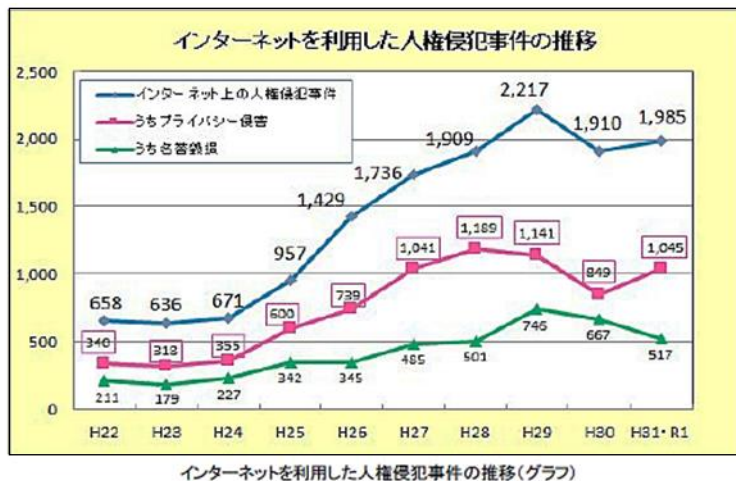
(1) 現状と課題

スマートフォンやタブレット端末の普及により、インターネットを介したSNSなどの新たなメディアにおけるコミュニケーションが急増し、人々の暮らしが便利になりました。

しかし、利用者の増加とともに、個人の名誉やプライバシーを侵害する様々な人権問題が起こっています。インターネットを利用した人権侵犯事件の件数は年々増加傾向にあり、令和元（2019）年には全国で1,985件の事件が発生しています。

また、青少年が加害者や被害者になり、トラブルに巻き込まれる事案やインターネットを使用した児童・生徒のいじめ問題も後を絶ちません。

このようなインターネットによる人権侵害を防止するためには、インターネット利用上のルールやマナー、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解について、教育や啓発を推進していく必要があります。



出典：法務省「平成31年及び令和元年における「人権侵犯事件」の状況について」

(2) 取り組みの方向性

- ①個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を促すために、情報モラルの啓発を図ります。また、ネット上のトラブルを未然に防ぐために市内小中学校を対象にしたインターネットパトロールを定期的に行います。

(3) 具体的な取り組み

①正しい知識と理解を深めるための教育・啓発

取り組み	内容
情報モラル啓発講座 (教育政策課)	市内小学校の児童生徒や保護者を対象に、インターネットの安全な使い方を学ぶ出前講座を開催します。
インターネットパトロール (教育政策課)	市内小中学校の児童生徒に関連した情報のインターネットパトロールを行います。個人情報漏洩などトラブルにつながる掲載情報を洗い出すことにより、インターネット利用上のルールやマナー向上につなげていきます。



9 性的マイノリティをめぐる人権

(1) 現状と課題

からだの性（生物学的な性）と心の性（性自認）が一致しない人々や、性的指向などを理由に、周囲の偏見や差別、生活の不便さなどから、精神的な苦痛や不利益を受けている性的マイノリティ（セクシュアル・マイノリティ）の人々がいます。

近年、性的マイノリティの総称としてLGBTという言葉が多く使われていますが、LGBTなどの性的少数派であることを理由に偏見や差別、あるいは社会生活上の不便さなどの壁に苦しんでいる人々がいます。少数であるがために、周囲の知識や理解がまだまだ浅い現在、性的マイノリティの人々の人権を守るためには、多様な性のあり方を深く理解し、個性を尊重するための啓発運動や、研修などに取り組む必要があります。

(2) 取り組みの方向性

①LGBTなどの性的少数派であることを理由に困難な状況に置かれている方々についての社会的認識を深めるとともに、誰もが自分らしく生きられるよう、多様な生き方に対する理解促進に向けた啓発活動に取り組んでいきます。

(3) 具体的な取り組み

①LGBT(性的マイノリティ)の人権

取り組み	内容
(新)多様な性に関する啓発事業 (企画政策課)	性別による差別無く、誰もが個人として尊重されるとともに、多様な生き方を自らの意思で選択できるよう、理解促進を図ります。
(新)性別記載欄の配慮 (企画政策課)	公的書類における性別記載の基本方針に基づき、申請書類等の市の公文書について、性別記載欄の削除または記載の配慮に努めます。

性的マイノリティって何？

性的少数者とも言います。からだの性とところの性が一致している人や、性的指向が異性に向いている人からみて少数者という意味です。

自分の性に違和感を覚える人や、同性が好きな人、性同一障害の人もあてはまります。



「レインボーフラッグ」 って知ってる？

性的マイノリティの尊厳と社会運動を象徴する旗のことです。

現在は、赤・オレンジ・黄・緑・青・紫の6色が使用されています。



性の多様性って何？

私たちの性のあり方（セクシュアリティ）は、多様性に満ちています。

性はからだの性、こころの性、性的指向など様々な要素が絡み合っただけでなく、性（セクシュアリティ）のあり方は人それぞれに異なり、この問題はマイノリティの方だけの問題ではなく、全ての人に関わる問題です。また、下記3つの構成要素のほかにも、表現する性や、社会的役割の性など、多様なとらえ方ができます。

からだの性

生物学的な性。染色体、外性器、内性器、性ホルモンなど身体的な特徴をもとにした性別のことです。

こころの性

自分の性別を自分自身でどのように認識しているかということです（性自認）。

性的指向

自分がどの性別の人を恋愛や性愛の対象とするかということです。

LGBTって何？

次の言葉の頭文字を取って組み合わせた言葉で、性的マイノリティ（セクシュアル・マイノリティ）を表す言葉の一つとして使われることもあります。

L… レスビアン（心の性が女性で恋愛対象も女性）

G… ゲイ（心の性が男性で恋愛対象も男性）

B… バイセクシュアル（恋愛対象が女性にも男性にも向いている）

T… トランスジェンダー（「身体の性」と「心の性」が一致しないため「身体の性」に違和感を持つ人）

もし、カミングアウトされたら…

今まで誰にも言ってこなかった自分の秘密を「自分から」打ち明けることを「カミングアウト」といいます。性的マイノリティの方から、相談や打ち明けられたら、「話してくれてありがとう」「あなたはあなただよ」と肯定的に聞いてもらえるだけで、相談者は安心して生活できるそうです。



秘密を守りましょう



本人の許可なく、他人に言ってしまうことを「アウティング」といいます。自分のセクシュアリティを他人に知られたくない当事者だった場合、アウティングは重大な人権侵害です。秘密は絶対に守ってください。



10 その他の人権

(1) 現状と課題

人権問題には、これまでの分野の他にも様々なものがあります。

社会的地位の差から起こるパワー・ハラスメントや、ホームレスとなった人々に対する暴力や嫌がらせなど、差別意識からくる人権問題が発生しています。

これらの他、犯罪被害者とその家族には、事件による直接的被害だけでなく、被害に遭ったことによる精神的な苦痛や身体の不調、周囲の噂話や心ない中傷による名誉棄損など被害後に生じる様々な問題（二次被害）も起きています。

さらには、刑を終えて出所した人とその家族に対する社会の偏見も根強く存在します。

また、北朝鮮当局による日本人等の拉致、ヘイトスピーチ※1（ヘイトクライム）といった人権問題もあります。

こうした様々な人権問題の解決に向け、正しい知識と理解、支援を促すともに、人権は社会の変化などに伴い、多様な広がりを見せることから、新たな動きにも目を向けていく必要があります。

※1：人種、出身国、民族、宗教、性別、性的指向といった自ら自主的に変えることが困難な特質を理由に、特定の個人や集団に対して攻撃、脅迫、侮辱する言動。

(2) 取り組みの方向性

- ①ホームレスとなった人や、犯罪被害者、刑を終えて出所してきた人とその家族の人権などに関して、周囲の人々が関心と理解を深め、思いやりの心を持つことができる啓発活動に取り組んでいきます。
- ②市職員に対し、人権についての高い意識を持ち、人権が尊重される社会の実現に向けた各種施策に人権への配慮を反映できるよう、人権に関する研修を実施します。
- ③人権擁護委員と協力し、市民に対し、人権についての正しい認識と理解を求め、資質向上を目指します。

(3) 人権に係わる具体的な取り組み

①市民に対する啓発・支援

取り組み	内容
地区まちづくり協議会の支援 (生涯学習協働推進課)	各地区まちづくり協議会で取り組む人権啓発活動について、事業計画の企画立案の支援、助言、市民活動団体や企業の地域貢献活動とのマッチング、コミュニティビジネスプラン※2などの提案、アドバイザーの派遣、地区まちづくり協議会交付金の交付などを行い、多様な地域住民とともに進める協働によるまちづくりを支援します。

※2：市民が主体となって、事業に必要な対価で経費を賄い、継続的・発展的な意識を持って地域の課題を解決する自立した取り組み



防災の各種研修会や広域避難所運営連絡会の実施 (危機管理課)	防災の出前講座や各種研修会、広域避難所ごとに開催する広域避難所運営連絡会において、地域には様々な事情がある方がいることを認識した上で、災害時にもお互いに配慮し合いながら助け合う意識の啓発を行います。(避難所における要配慮者スペース、男女各専用スペース等の設置や防犯対策を含む)
詐欺など被害防止活動 (危機管理課) (産業労働政策課)	警察や防犯団体などと連携し、高齢者に対する悪徳商法や特殊詐欺被害防止の啓発を図ります。また、県西部地区で特殊詐欺が認知された際は、メール配信の実施、市内で多数認知された場合は同報無線による放送も行い、早期対応することで高齢者の被害を防止します。
消費生活センター (産業労働政策課)	消費生活センターでは、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場で処理にあたります。
人権講演会 (福祉課)	コロナウイルス感染症などの感染者や関係者、女性、性的マイノリティ、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人など、私たちの身近にある様々な人権に関する課題についての講演会を人権擁護委員と連携しながら開催し、市民の人権意識の向上を図ります。
街頭啓発活動 (福祉課)	人権擁護委員が市内店舗3カ所で啓発物の配布を行い、人権について考えるきっかけになるよう啓発を行います。

②市民からの人権に関する相談

取り組み	内容
人権身の上相談 (福祉課)	いじめ、体罰、同和問題をはじめ、家庭内の問題や外国人差別問題など広範囲の人権に関する問題について相談に応じます。

③人権に関わりの深い職業に従事する人に対する研修

取り組み	内容
市職員対象の人権に関する研修 (行政課)	市職員に対して、人権に関する研修を年1回以上実施します。

(4) 取り組みに対する目標値

項 目 《目標根拠の出典》	現状	目標	担当部署	ねらい
	年度	年度	目標根拠	
	実績	目標値		
市職員対象の人権 に関する研修 《総合計画より》	令和元年度	令和7年度	行政課	人権問題について正しい理解と認識を持ち、人権を尊重した行動がとれる職員を育成する。
	100%	100%	継続実施	
人権講演会 《総合計画より》	令和元年度	令和7年度	福祉課	市民の人権意識の高揚を目的として毎年開催する。
	100%	100%	継続実施	

関係法令

ヘイトスピーチ解消法

(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律)

平成 28 (2016) 年 6 月 3 日施行

この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みについて、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め推進することを目的とし施行されました。



資料編

用語解説

あ行

・アウティング

性的指向などを本人の許可なく、他人に言うてしまうこと。

・H I V感染症

ヒト免疫不全ウイルスが免疫細胞に感染し、後天性免疫不全症候群（エイズ）を引き起こすことのあるウイルス感染症。

・えせ同和行為

同和団体を名乗り、又は同和問題を口実にして、企業・行政機関等に不当な利益や義務のないことを求める行為。

・L G B T

L（レズビアン、女性同性愛者）、G（ゲイ、男性同性愛者）、B（バイセクシュアル、両性愛者）、T（トランスジェンダー、性別越境者）の頭文字をとったもので、性的マイノリティの総称のひとつ。

か行

・掛川市総合計画

少子高齢・人口減少社会の本格的な到来、昨今の社会経済情勢の急速な変化に対し、的確に対応し、独自のまちづくり戦略を長期的視点にたって打ち出していくため、掛川市が平成 19（2007）年に策定した計画。第 1 次掛川市総合計画の最終年次である平成 28（2016）年に新たな指針となる第 2 次掛川市総合計画が策定された。

・固定的役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分けること。

さ行

・静岡県人権施策推進計画

人権尊重の意識を生活の中に定着させ、誰もが幸せに暮らしていくことができる社会の実現に向け、静岡県が平成 17（2005）年に策定した計画。平成 23（2011）年に改訂版が策定された。

・児童虐待防止法

児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見等に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定め、児童の権利利益の擁護に資することを目的とし、平成 20（2008）年に施行された法律。



・障害者基本法

障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、昭和 45（1970）年に施行された法律。

・新型コロナウイルス感染症

コロナウイルスの一種で、令和 2（2020）年 1 月に日本国内で初めて感染者が確認された。感染すると発熱、咳、倦怠感などの症状が出るが、無症状のことも多い。

・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育・啓発推進法)

人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、人権の擁護に資することを目的とし、平成 12（2000）年に施行された法律。

・人権教育・啓発に関する基本計画

人権教育・啓発推進法第 7 条の規定に基づき、人権教育及び人権啓発に関する総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 14（2002）年に策定された計画。

・性的マイノリティ（セクシュアル・マイノリティ）

ホモセクシュアル、バイセクシュアルなど、何らかの意味で「性」のあり方が多数派と異なる人のこと。

・セクシュアル・ハラスメント

職場等において、相手の意に反して不快や不安な状態に追い込む性的な言動。女性だけでなく、男性も被害者になりうる。

た行

・DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親密な関係にある者から受ける暴力。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力など、あらゆる形の暴力が含まれる。

な行

・認知症

さまざまな原因で脳の神経細胞が破壊・減少したため、さまざまな障害が起こり、日常生活が正常に送れない状態になること。

は行

・パワー・ハラスメント

職場等において職務上の地位や人間関係等の職場内の優位性を背景に、本来の業務の範囲を超えて、精神的、身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。

- ・ハンセン病

らい菌という抗酸菌がおこす慢性の感染症。現在では治療法が確立され、適切な治療によって完治する。

- ・ポストコロナ社会

新型コロナウイルス感染症が蔓延した後の社会のこと。類義語に「アフターコロナ社会」がある。

- ・ヘイトスピーチ

人種、出身国、民族、宗教、性別、性的指向といった自ら主体的に変えることが困難な特質を理由に、特定の個人や集団に対して攻撃、脅迫、侮辱する言動。

- ・ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、妊娠初期の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたマーク。

ま行

や行

- ・ユニバーサル

一般的であるさま。すべてに共通であるさま。普遍的。

ら行

わ行



掛川市人権施策推進計画策定委員会規定

(設置)

第1条 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第5条の規定に基づき、掛川市人権施策推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するため、掛川市人権施策推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 推進計画の策定に関すること。
- (2) 推進計画に関する事項を審議すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 人権に対する有識者
- (2) 掛川市人権擁護委員
- (3) 市の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から推進計画の策定までとする。ただし、委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 委員会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 委員会は第2条に規定する事項について調査、検討等をさせるため、作業部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規定は、令和2年7月14日から施行する。

掛川市人権施策推進計画策定委員名簿

(敬称略)

職	氏 名	役職等
会長	永 田 一 彦	掛川市人権擁護委員研究会 会長
委員	池 野 初 雄	人権・地域改善推進会 理事
〃	金 原 義 男	県人権同和対策室長
〃	高 柳 泉	総務部長
〃	山 本 博 史	企画政策部長
〃	栗 田 一 吉	理事兼協働環境部長
〃	松 浦 大 輔	健康福祉部長
〃	山 崎 浩	こども希望部長
〃	大 石 良 治	産業経済部長
〃	浦 野 正 守	危機管理監兼危機管理部長
〃	山 梨 実	教育部長

掛川市人権施策推進計画作業部会委員名簿

(敬称略)

	所 属	氏 名		所 属	氏 名
1	行政課	岩 倉 直 樹	8	危機管理課	伊 藤 すみれ
2	企画政策課	佐 藤 雄 三	9	教育政策課	大 石 博 之
3	企画政策課	青 野 沙穂里	10	教育政策課	松 村 納奈美
4	生涯学習協働推進課	川 添 美 紀	11	学校教育課	太 田 浩 徳
5	長寿推進課	水 谷 真名美	12	福祉課	荒 木 良 和
6	こども希望課	平 野 都 美	13	福祉課	中 谷 かおる
7	産業労働政策課	藤 田 哲 義			



掛川市人権施策推進計画 事務局名簿

役 職	氏 名
福祉課長	原 田 陽 一
社会福祉係長	柴 田 敦 司
主査	大 村 裕 子
主事	竹 内 友 希

4

掛川市人権施策推進計画策定経過

■ 策定作業実績

✿ 策定委員会

回数	開催日	内 容
1	令和2年9月7日	委員委嘱後、策定方針と今後の進め方などについて協議
2	令和2年 12 月 10 日	計画案の報告
3	令和3年3月3日	最終報告

✿ 作業部会

回数	開催日	内 容
1	令和2年7月 29 日	策定方針と今後の進め方などについて協議
2	令和2年9月 14 日	計画案、照会調査資料の確認
3	令和2年 11 月 30 日	計画案の報告、意見

世界人権宣言

1948 年 12 月 10 日
第3回国際連合総会 採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。



第四条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第五条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第六条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第十条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第十一条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第十二条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第十三条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第十四条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第十五条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第十六条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第十七条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第十八条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第十九条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第二十条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第二十一条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第二十二条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。



第二十三条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第二十四条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第二十五条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第二十六条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第二十七条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第二十八条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第二十九条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第三十条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。



人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

〔平成12年12月6日法律第147号〕

（目的）

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵（かん）養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。
(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法(平成八年法律第百二十号)第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

掛川市人権施策推進計画

編集・発行：掛川市健康福祉部福祉課
掛川市長谷一丁目1番地の1
TEL 0537-21-1140
令和3年3月発行





掛川市人権施策推進計画

.....